

生活保護を受けやすい社会に

—親族扶養義務のあり方—

日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 12FF5352 吉川 知里

目次

はじめに

1. マスコミによるバッシング報道
 2. 生活保護
 - 2-1 生活保護とは
 - 2-2 生活保護への批判
 3. 親族扶養義務
 - 3-1 親族扶養義務とは
 - 3-2 親族扶養義務への批判
 4. 親族扶養義務強化による影響
 - 4-1 生活保護法改正案
 - 4-2 水際作戦
 - 4-3 高齢社会
 - 4-4 餓死事件
 5. 生活保護の今後
 - 5-1 生活保護の改善
 - 5-2 親族扶養義務の緩和
- おわりに
- 参考文献
- 参考 URL

要約

本論文は、2012 年ごろに起きたお笑い芸人への「生活保護バッシング」をきっかけに、生活保護への批判が広がったことに着目し、その批判の中でも多く見られた「親族扶養義務」について調査した。調査方法としては、文献調査を中心に、インターネットからも情報を収集した。生活保護の要件とされている親族扶養義務は、果たして必要な制度なのか、生活保護を受けやすい社会にしていくにはどうしていけば良いのか、ということをこの論文で考察していきたい。

はじめに

「生活保護」と聞いて、良いイメージを抱く人はまずいないだろう。これは、2012 年ごろ発生した生活保護バッシングにより、悪いイメージがより広がったためと考えられる。しかし、メディアは生活保護についての間違った知識や、偏った意見を報道していることがある。なかでも、親族扶養義務についての偏った意見が多い。これらによって、世間の間違った生活保護へのイメージが構築され、生活保護を申請しようとする人がしづらくなる。また、生活保護を受給している人が生活しづらくなる。そして、このような世間の流れを利用した政府が、間違った生活保護改革を進めようとする。親族扶養義務は、果たして必要なのだろうか。また、生活保護を、親族扶養義務を、今後どうしていけば良いのか。また、生活保護を受けやすい社会にするにはどうしていけばいいのかを考察してみる。

第 1 章では、2012 年に、お笑い芸人の母親が生活保護を受けていたという報道をきっかけに、世間に生活保護についての悪いイメージが広まった経緯について述べる。第 2 章では、その話題になった生活保護について紹介する。第 3 章では、生活保護の中で、2012 年のバッシングの対象となったお笑い芸人の方にも深くかかわっていた、親族扶養義務というものについて述べる。第 4 章では、親族扶養義務の強化の動きについてと、それによる影響がどのようなものかを述べていく。第 5 章では、生活保護、そして親族扶養義務を、今後どのようにしていくべきか考える。

1. マスコミによるバッシング報道

2012 年、お笑いコンビ「次長課長」の河本準一さん（以下河本さん）の母親が生活保護費を受給しているというニュースが、世間を騒がせたことを覚えているだろうか。

女性セブンによる報道がきっかけとなり、ニュースやワイドショーなどによる生活保護へのバッシング報道がされた。しかもそれは「不正受給」を強調して報道するものばかりであった（生活保護問題対策全国会議 2012:68）。

記事では、河本さんが飲み会の席で親しい後輩や友人にこんなことを語っていたという。「いま、オカンが生活保護を受けていて、役所から“息子さんが力を貸してくれませんか？”って連絡があるんだけど、そんなん絶対聴いたらアカン！タダでもらえるんなら、もろうとけばいいんや！」（大山 2013:79）。

河本さんの事務所は次のように述べている。

河本の母は 12 年ほど前から、高血圧やストレスが原因の突発性難聴、肺気腫などのため、生活が困窮して収入が得られず、保護を受けています。しかし、河本には、母親の他に面倒を見なければならない 3 人の親族がいます。ですので、母親を含め 4 人の面倒を見れば、その額は 4 倍となり、彼の負担は大きくなっているんです。

また河本はお笑い芸人という職業柄、将来いつ仕事がなくなるかわからないため、しっかりと貯蓄をしておきたいという考えもあるそうです。それら、ふたつの要素を踏ま

え、行政と相談して“1か月にこれだけは出せます”という額を仕送りし、それをもともと受給する保護費から差し引いて、減額した形で母親が生活保護を受けているんです。ですので、河本が親の面倒を見ていないわけではないし、決して不正受給をしているわけでもありません（女性セブン 2012 年 4 月 26 日号）。

あるワイドショーでは、生活保護の「エピソード」を視聴者から集めて紹介した。「生活保護を受給する家の中学生が、遅刻するからとタクシーを使っていた」「母親の服装が派手だった」「家をリフォームしていた」など、どれも報道として「ウラを取ってない情報」であった。通報した人たちが言っているだけで事実かどうか確認していない。これらの報道が、生活保護問題を受けるべき人を制度から遠ざける状況を生んでいる（生活保護問題対策全国会議 2012:74）。また、ある民放報道番組で出演者が「生活保護を受けることは恥ずかしいことだ」という原点を忘れている」と発言した。これは「生活保護を受けるのは恥ずかしいこと」という価値観を押しつける報道である（生活保護問題対策全国会議 2012:75）。

このように、間違った生活保護への考えや偏った意見だけが連日放送され、生活保護に対して無知に近い世間の人々は、その偏った意見に染められていく。「あんなにテレビに出ている芸能人で、お金もたくさんあるはずなのに、なぜその母親が生活保護を受けているのだろうか」「生活保護を受けている人はみんなそうなのか」といった間違っ了解釈が、生活保護について知らなかった世間に、悪いイメージになって広がってしまったのである。そしてその世間の目が、生活保護を申請したくてもしにくい状況を作っているといっている。

2. 生活保護

第1章で述べたように、生活保護について世間では批判的な意見が飛び交っている。では、その問題となっている生活保護とはどのようなものなのだろうか。この章では、生活保護について詳しく見ていきたい。

2-1 生活保護とは

生活に困窮している国民に、困窮の程度に応じた保護を行って最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けるための制度。生活保護法に基づく。保護の内容には、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助がある（【表 1】参照）。自治体の福祉事務所に保護申請を行い、預金・不動産などの資金調査、年金や就労収入の調査、就労の可能性の調査、親族の援助調査などを経たあと、保護の要否が判定される（デジタル大辞泉）。

【表 1】保護の種類と内容¹

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

厚生労働省のホームページには、生活保護制度について、「資産や労力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。)」と記されている。

手続きの流れとしては以下のとおりである。

「生活保護の手続きの流れ」²

① 事前の相談

利用を希望する方は、福祉事務所の生活保護担当へ。生活保護制度の説明をしてもらい、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討する。

② 保護の申請

生活保護の申請をした方に、保護の決定のために以下のような調査を実施する。

- 生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）

¹ 厚生労働省（2015）「生活保護」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html 引用

² 厚生労働省（2015）「生活保護」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html 引用

- 預貯金、保険、不動産等の資産調査
- 扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- 就労の可能性の調査

③ 保護費の支給

- 厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給する。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告する
- 世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査を行う。
- 就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行う。

生活保護費算出は、自分の住んでいる都市の級地による生活扶助基準額（第1類）と生活扶助基準額（第2類）を足して計算する（【表2】参照）。また、障害者・母子世帯・中学校修了前の子どもを養育する場合等はそれぞれ加算額がある。そして、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される（【表3】参照）。

【表2】市町村の級地一覧表³

【1級地-1】

（平成27年4月1日現在）

都道府県名	市町村名
埼玉県	川口市 さいたま市
東京都	区の存在する地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川県	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市 三浦郡葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市

【1級地-2】

都道府県名	市町村名
北海道	札幌市 江別市

³ 厚生労働省（2015）「お住まいの地域の級地を確認」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000089826.pdf> 引用

宮城県	仙台市
埼玉県	所沢市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市
東京都	青梅市 武蔵村山市
神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市
滋賀県	大津市
京都府	宇治市 向日市 長岡京市
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 泉北郡忠岡町
兵庫県	姫路市 明石市
岡山県	岡山市 倉敷市
広島県	広島市 呉市 福山市 安芸郡府中町
福岡県	北九州市 福岡市

【2 級地-1】

都道府県名	市町村名
北海道	函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 苫小牧市 千歳市 恵庭市 北広島市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
秋田県	秋田市
山形県	山形市
福島県	福島市
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市
埼玉県	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 入間郡三芳町
千葉県	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市
東京都	羽村市 あきる野市 西多摩郡瑞穂町
神奈川県	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市 高座郡寒川町 中郡大磯町 二宮町 足柄上郡大井町 松田町 開成町 足柄下郡箱根町 真鶴町 湯河原町
新潟県	新潟市

富山県	富山市 高岡市
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市 松本市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市
愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 刈谷市 豊田市 知立市 尾張旭市 日進市
三重県	津市 四日市市
滋賀県	草津市
京都府	城陽市 八幡市 京田辺市 乙訓郡大山崎町 久世郡久御山町
大阪府	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 三島郡島本町 泉南郡熊取町 田尻町
奈良県	奈良市 生駒市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市
山口県	下関市 山口市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	久留米市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
熊本県	熊本市
大分県	大分市 別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

【2 級地-2】

都道府県名	市町村名
北海道	夕張市 岩見沢市 登別市

宮城県	塩竈市 名取市 多賀城市
茨城県	日立市 土浦市 古河市 取手市
栃木県	足利市
新潟県	長岡市
石川県	小松市
長野県	上田市 岡谷市 諏訪市
岐阜県	大垣市 多治見市 瑞浪市 土岐市 各務原市
静岡県	三島市 富士市
愛知県	瀬戸市 豊川市 安城市 東海市 大府市 岩倉市 豊明市 清須市 北名古屋
三重県	松阪市 桑名市
兵庫県	加古川市 高砂市 加古郡播磨町
奈良県	橿原市
岡山県	玉野市
広島県	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 安芸郡海田町 坂町
山口県	宇部市 防府市 岩国市 周南市
福岡県	大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 中間市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 宗像市 古賀市 福津市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 遠賀郡芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 京都郡苅田町
長崎県	佐世保市 西海市
熊本県	荒尾市

【3 級地-1】

都道府県名	市町村名
北海道	北見市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市 亀田郡七飯町 山越郡長万部町 檜山郡江差町 虻田郡京極町 倶知安町 岩内郡岩内町 余市郡余市町 空知郡奈井江町 上砂川町 南富良野町 上川郡鷹栖町 東神楽町 上川町 東川町 新得町 勇払郡占冠村 安平町 中川郡音威子府村 中川町 幕別町 天塩郡天塩町 幌延町 宗谷郡猿払村 枝幸郡浜頓別町 枝幸町 網走郡美幌町 斜里郡斜里町 清里町 紋別郡遠軽町 滝上町 興部町 西興部町 雄武町 沙流郡日高町 浦河郡浦河町 河東郡音更町 河西郡芽室町 中札内村 足寄郡陸別町

	釧路郡釧路町 川上郡弟子屈町 標津郡中標津町 標津町 目梨郡羅臼町 日高郡新ひだか町
青森県	弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 奥州市 滝沢市
宮城県	石巻市 気仙沼市 白石市 角田市 岩沼市 大崎市 柴田郡大河原町 柴田町 宮城郡七ヶ浜町 利府町 黒川郡富谷町
秋田県	能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市
山形県	米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市
福島県	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 南相馬市
茨城県	石岡市 龍ヶ崎市 常陸太田市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 筑西市 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 北相馬郡利根町
栃木県	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 下野市 河内郡上三川町 下都賀郡壬生町
群馬県	伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 吾妻郡草津町 利根郡みなかみ町 邑楽郡大泉町
埼玉県	行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡毛呂山町 越生町 比企郡嵐山町 小川町 鳩山町 南埼玉郡宮代町 北葛飾郡松戸町 松伏町
千葉県	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市 印旛郡酒々井町
東京都	西多摩郡日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	足柄上郡中井町 山北町 愛甲郡愛川町 清川村
新潟県	三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 燕市 糸魚川市 五泉市 上越市 佐渡市 魚沼市 妙高市 南魚沼郡湯沢町 刈羽郡刈羽村
富山県	魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 中新川郡舟橋村 上山町 立山町 下新川郡入善町 朝日町
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 能美郡川北町 河北郡津幡町 内灘町 野々市市
福井県	敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あらわ市 越前市 坂井市 吉田郡永平寺町 南条郡南越前町 丹生郡越前町

山梨県	富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 中巨摩郡昭和町
長野県	飯田市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 北佐久郡軽井沢町 諏訪郡下諏訪町 富士見町 上伊那郡辰野町 箕輪町 木曽郡木曽町 埴科郡坂城町 上高井郡小布施町
岐阜県	高山市 関市 中津川市 美濃市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 可児市 瑞穂市 羽島郡岐南町 笠松町 本巣郡北方町
静岡県	富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡函南町 駿東郡清水町 長泉町 小山町
愛知県	半田市 津島市 碧南市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 知多市 高浜市 田原市 愛西市 弥富市 みよし市 あま市 愛知郡東郷町 西春日井郡豊山町 丹羽郡大口町 扶桑町 海部郡大治町 蟹江町 飛鳥村 知多郡阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 額田郡幸田町 北設楽郡設楽町 東栄町 長久手市
三重県	伊勢市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 志摩市 伊賀市 桑名郡木曽岬町 員弁郡東員町 三重郡菰野町 朝日町 川越町
滋賀県	彦根市 長浜市 近江八幡市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市
京都府	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 亀岡市 南丹市 木津川市 綴喜郡井手町 宇治田原町 相楽郡精華町
大阪府	阪南市 豊能郡豊能町 能勢町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	洲本市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 三木市 小野市 三田市 加西市 たつの市 川辺郡猪名川町 加古郡稲美町 揖保郡太子町
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 生駒郡平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 磯城郡川西町 三宅町 田原本町 高市郡高取町 明日香村 北葛城郡上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野郡吉野町 大淀町 下市町
和歌山県	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 海草郡紀美野町 伊都郡高野町 有田郡湯浅町 日高郡美浜町 西牟婁郡白浜町 東牟婁郡那智勝浦町 太地町 串本町
鳥取県	米子市 倉吉市 境港市 西伯郡日吉津村
島根県	浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 隠岐郡隠岐の島町
岡山県	津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市

	赤磐市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 小田郡矢掛町
広島県	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市 安芸郡熊野町
山口県	萩市 下松市 光市 長門市 柳井市 美祢市 山陽小野田市 玖珂郡和木町 熊毛郡田布施町 平生町
徳島県	鳴門市 小松島市 阿南市
香川県	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 香川郡直島町 綾歌郡宇多津町 仲多度郡琴平町 多度津町
愛媛県	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市
福岡県	柳川市 八女市 筑後市 大川市 豊前市 小郡市 朝倉市 嘉麻市
佐賀県	唐津市 鳥栖市
長崎県	諫早市 大村市 西彼杵郡長与町 時津村
大分県	中津市
宮崎県	都城市 延岡市
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 伊佐市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 いちき串木野市 霧島市 南さつま市 奄美市 姶良市
沖縄県	宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 うるま市 宮古島市

【3 級地-2】

上記に掲げた以外の市町村

【表 3】生活扶助基準額について⁴

【最低生活費】

(単位:円)

生活扶助基準(第1類)

年齢	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	21,510	20,540	19,570	18,600	17,640	16,670	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
3~5	27,110	25,890	24,680	23,450	22,240	21,010	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
6~11	35,060	33,480	31,900	30,320	28,750	27,170	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
12~19	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
20~40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
41~59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
60~69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70~	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340

人員	通減率①						通減率②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.9500	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

生活扶助基準(第2類)

人員	基準額①						基準額②					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	44,690	42,680	40,670	38,660	36,640	34,640	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
2人	49,460	47,240	45,010	42,790	40,560	38,330	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550
3人	54,840	52,370	49,900	47,440	44,970	42,500	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810
4人	56,760	54,210	51,660	49,090	46,540	43,990	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780
5人	57,210	54,660	52,070	49,510	46,910	44,360	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090

※ 冬季(11月~翌3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

生活扶助基準(第1類+第2類)①

生活扶助基準(第1類+第2類)②

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)①の3分の0 + 生活扶助基準(第1類+第2類)②の3分の3 【A】

※ 「生活扶助基準(第1類+第2類)②」が「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」より少ない場合は「生活扶助基準(第1類+第2類)②」を「生活扶助基準(第1類+第2類)①×0.9」に読み替える。

加算額【B】				
	1級地	2級地	3級地	
障害者				
	身体障害者障害程度等級1・2級に該当する者等	26,310	24,470	22,630
	身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,530	16,310	15,090
母子世帯等				
	児童1人の場合	22,790	21,200	19,620
	児童2人の場合	24,590	22,890	21,200
	3人以上の児童1人につき加える額	920	850	780
中学校修了前の子どもを養育する場合				
	15,000(3歳未満の場合)			
	(子ども1人につき)			

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。

③このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある。

④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。

⑤障害者加算と母子加算は供給できない。

このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。【C】

最低生活費

⁴ 厚生労働省(2015)「生活扶助基準額について」

(例) 愛知県名古屋市 (1 級地-1) に住む一人暮らし 20 代の場合

生活扶助基準 (第 1 類) 38,430 円 + (第 2 類) 40,800 円 = 79,230 円

2-2 生活保護への批判

生活保護がなぜここまで嫌われるのか。それには以下の 4 つの理由があると阿部は述べている。

- ① 生活保護の受給者がこれほど増えるはずない。増加の背景には、不正受給や受給要件の甘さがあるのではないか【受給者数の問題】。
- ② 生活保護受給者の急増は、社会保障給付を膨張させ、財政の破たんを招く。また、生活保護費には無駄が多い【財政規模と不正受給の問題】。
- ③ 一生懸命働いている (高齢者の場合は働いていた) 人が最低賃金や公的年金で受給できるよりも高い給付を生活保護受給者が受給できるのは、不公平である【保護基準に関わる問題】。
- ④ 生活保護は、労働のインセンティブ⁵を削ぎ、働ける人も働かなくなる【労働インセンティブの問題】 (阿部 2013:21・2)。

この 4 つの批判に対して、阿部は以下のように反論している。

- ① 生活保護の受給者数は、1990 年代半ばから増加しており、2012 年では 211 万人となっている。これは「戦後最高」と言われているが、この数値はあくまで人数を示しているものであり、人口が変化する中ではあまり意味を持たない。人口に占める受給者の割合 (保護率) は、2012 年で 1.65% であるが、これは 1951 年 (2.42%) から 1965 年 (1.659%) の値に比べると低いので、「戦後最高」というのは間違いである (阿部 2013:22)。
- ② 生活保護に費やされる実績額は、2009 年に 3 兆円を突破し、平成 24 年度の予算案額は 3.7 兆円である。この数値だけをみると、4 兆円近い金額は、途方もなく大きな費用と感じられる。しかし、社会保障給付費は約 100 兆円、うち、生活保護は約 3 兆円である (国立社会保障・人口問題研究所 2011)。すなわち、生活保護費は社会保障給付費の約 3% に過ぎない。生活保護をいくら引き締めても、50 兆円を超える年金や 29 兆円の医療費 (国立社会保障・人口問題研究所 2011) にメスを入れない限り、社会保障給付費の膨張を止めることはできない (阿部 2013:28)。
- ③ 生活保護受給者の生活扶助費の算定方法は、その都度の生活保護世帯と一般世帯の家計の状況を鑑みて改定されている。現在の水準均衡方式が導入された 1984

⁵ インセンティブ：やる気を起こさせるような刺激。動機付け。

年の中央社会保障審議会具申においては、一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯の消費支出格差は約 6 割であることを踏まえ、これが「ほぼ妥当な水準に達している」と評価している（阿部 2013:30-1）。

- ④ 実際に、いくつかの地域においては、最低賃金で働いた場合の所得よりも、生活保護基準の方が高くなる場合がある。2012 年度の最低賃金改定においては、11 都道府県でこのような「逆転現象」が見られた（厚生労働省労働基準局 2012）。そのような場合、最低賃金で働くよりも、働かずに生活保護を受ける方が「楽」であるし、働けるのに働かないで生活保護を受給するというモラル・ハザードが発生するという議論である。このモラル・ハザードが実際に人々の行動に影響しているか扱ったものに、安部・玉田（2007）論文がある。中卒の男性という限られた対象ではあるが、最低賃金で働いたとき得られる収入を生活保護額で割った比率が県別の就業率に与える影響を分析している。まず地域によって、最低賃金、実際に支払われているパート賃金には、大きい地域差があることを示し、さらに、これらと生活保護の比率にも地域差が大きいことを示した。パート賃金が生活保護費に比べて高いほど、就労インセンティブが働く。換言すれば、最低賃金と生活保護が逆転していても、パート賃金と生活保護費が逆転していなければ労働インセンティブへの影響はない（阿部 2013:31-2）。

この 4 つの理由を見てみると、自分の生活と比較しての理由が多い。人間であるから、自分のことと比較して物事を考えてしまうのは当たり前である。しかし、「もしかしたら自分が生活保護を受けるかもしれない」という考えがなく、批判の意見しか出てこないのではないか。そしてこの 4 つの批判には、きちんと反論できる理由がある。

3. 親族扶養義務

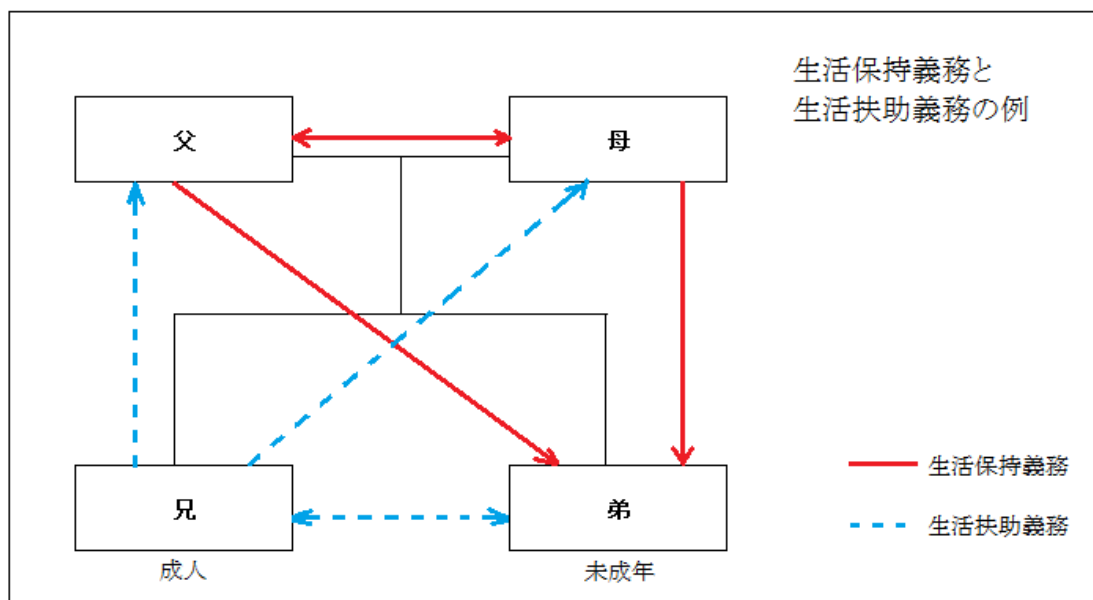
第 1 章や、第 2 章の第 2 節で述べたように、生活保護は、様々な理由で批判の対象とされている。その中でも、河本さんへのバッシングに多く見られた、「自分の親は面倒を見るのが当然」といった考えは、生活保護の中にある、親族扶養義務にあたる。この章では、親族扶養義務について考えていく。

3-1 親族扶養義務とは

生活保護では、申請が受理されると、親、子や兄弟姉妹、叔父、おいなど三親等内の親族に扶養できないか照会を行うことが義務付けられている。「扶養照会」と呼ばれる手続きで、親族には『親族が生活に困窮され、生活保護を申請中です。あなたの資力に応じて、できる範囲内で扶養援助をしていただきたい』というような通知が来る。援助の選択肢は（1）引き取って扶養する（2）引き取ることはできないが、全面的に生活の面倒を見る（3）毎月仕送りをする（4）毎月物品を援助する——の四つ。扶養自体を義務づけているわけ

ではないが、扶養できないと回答する場合は、理由を書くことになっている（産経新聞大阪社会部 2008:92-3）。

【表 4】生活保持義務と生活扶助義務の例



民法の定説では、夫婦間や未成熟の子供に対して親が負う義務と、兄弟姉妹間や成人した子どもが親に対して負う義務は、わけて考えられている。前者は「生活保持義務」と呼ばれ、扶養義務者が可能な範囲で自身と同程度の生活を保障する義務があるとされるのに対し、後者は「生活扶助義務」と呼ばれ、扶養義務者とその同居家族がその者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせたうえで、なお余裕があれば援助する義務とされている（稲葉 2013:100）。【表 4】はその一例を表したものである。

3-2 親族扶養義務への批判

そもそも、果たさないことで「不正」と言われる親族の扶養は、生活保護の要件ではない。親族が扶養をできるのであれば、生活保護を受給してはいけないというのは、生活保護を恣意的⁶に解釈したものである（藤田 2013:54）。

生活保護法 4 条は、いわゆる「保護の補足性」原理を定めたものとされている。同条 1 項は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。これに対し、2 項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定し、あえて「要件として」という文言を使っていない（近畿弁護士連合会 2014:24）。このことから、親族の扶養は生活保

⁶ 恣意的：気ままに自分勝手なさま

護の要件ではないことが読み取れる。

また、河本さんへの批判の多くは、自分の親に仕送りをせずに生活保護を受けさせていたこと、つまり、親族扶養義務を果たしていなかったということに対してである。（実際には、きちんと収入があり余裕のある月は仕送りをしていた。）しかしこれは、成人した子と母親の関係であるので、第 3 章 2 節で述べた、「生活扶養義務」の関係であり、自分たちの生活に余裕がない時には援助をしなくてもいいとされている。よって河本さんの母親は不正受給にはあたらない。こうした法解釈をめぐる問題は一見してわかりづらいものであり、そのことがこの問題への理解を妨げている。

4. 親族扶養義務強化による影響

第 3 章では、生活保護の親族扶養義務について、そしてその親族扶養義務への間違った批判があることについて説明した。その批判を利用し、親族扶養義務を強化しようとする動きがある。この章では、親族扶養義務強化への動きと、それによって起きる影響を見ていく。

4-1 生活保護法改正案

このような生活保護バッシングの波に乗り、2013 年の通常国会に出された生活保護法改正案には、親族の扶養義務を強化する条文がいくつも新設された。これらの規定は、生活保護を申請しようとする人にとって「自分が申請してしまえば、親族の資産や収入が丸裸にされてしまい、親族が福祉事務所から圧力をかけられる」ことを意味し、「親族に迷惑をかけたくない」という意識が広がり、申請を抑制する人が増えることが予想される（稲葉 2013:95-6）。また、通知を受け取った扶養義務者の多くは、保護を申請した人に対して、「迷惑だから申請を取り下げてくれ」とはたらきかけるのではないだろうか。今でも、保護の申請があると扶養義務者に対して「扶養照会」という照会文書が送付されるが、この書類でさえ、親族に連絡が行くのを嫌がって、生活保護の利用を控えている人が少なくない。通知が義務付けられると、より一層、生活保護の申請を断念する事態や、止むに止まれず申請したものの親族関係がより劣悪となる事態が続出することが容易に想定される（生活保護問題対策全国会議 2013:107-8）。

このような親族扶養義務を強化するという流れに、乗っかろうとする自治体が出てきてしまった。

大阪市は 2013 年 11 月 8 日、「生活保護受給者に対する仕送り額の『めやす』」（以下「めやす」）を独自に策定した。この「めやす」は、扶養義務を生活保持義務関係と生活扶助義務関係に分けたうえで、それぞれ、扶養義務者の年収に応じた仕送り額の具体的金額の目安幅を設けたものである。また、扶養義務者の年収が最低生活費に満たない場合であっても仕送りを求める内容となっており、その金額は、たとえば年収が 100 万円しかない場合でも、親や兄弟に対しては月額最大 1 万 5000 円、離婚した妻が育てている子に対しては

1万円～2万円が適当とされている（大阪市生活保護行政問題全国調査団 2014:49）。扶養は保護の要件でもないのに、この様な目安を設置することで、仕送りをせざるを得ない状況になってしまう。

大阪市は、「めやす」を画一的に当てはめるような運用はしないと説明している。しかし、他方で、橋本徹市長自身が、「（市職員に対し）目安に沿った形での親族援助を強く求めていく」とも述べているから、実際に「めやす」が一般に運用されれば、扶養義務者は、単に年収のみを基準に機械的に一定額の仕送りを求められ、扶養を事実上強制される結果となることが強く懸念される（大阪市生活保護行政問題全国調査団 2014:51）。

さらに、親族の扶養は、現実的な方法ではない。残念ながら藤田がかかわったなかでは、親族が扶養できるケースはほとんどないのが実態である。たとえば、20代、30代の若い人たちで、就職がうまくいかずに生活保護を申請したい場合もまた同じである。彼らの親は年金暮らしで田舎にいる。親の年金支給額だって微々たるもので、生活の面倒は自分で見ろといわれてしまう。そんな中で役所から親族扶養の問い合わせが行き、縁を切らなければならなくなったこともある。金銭的な面で支えてくれなくても、精神的な支えがあるだけで、本人にとっては自立に向けた推進力になったケースもある（藤田 2013:54-5）。

4-2 水際作戦

親族扶養義務の強化は、生活保護法改正案だけではない。現在も福祉事務所によって不正に親族扶養義務を強化する動きがある。

現在、福祉事務所が生活に困窮している人に生活保護の申請をさせず、窓口で追い返すという問題は「水際作戦」として知られている。水際作戦の手法はさまざま存在するが、最も多いのが、窓口を訪れた人に対して面接担当者が「ご相談」という名目で話は聞くものの、申請書は渡さず、相談者があきらめて帰るのを待つ手法である。その際、制度に対する虚偽の説明を行うことで、申請を断念させるという手法がたびたび用いられる（稲葉 2013:45-6）。水際作戦の問題の背景には、国と地方公共団体の生活保護負担の問題や福祉事務所の人的不足が関係している。生活保護の国庫負担の割合は4分の3であり、これは自治体負担が4分の1であることを意味する。また、背景のもう一つに生活保護の利用者が増えるとケースワーカーの負担が増えることも考えられる（稲葉 2013:48-9）。

また、親族の扶養が保護の要件であるかのように説明をし、親や子、兄弟に面倒を見てもらうよう述べて申請を受け付けずに追い返す事例が少なからず見受けられる（生活保護問題対策全国会議 2013:105）。日本弁護士連合会が2006年（平成18年）に実施した「全国一斉生活保護110番」の結果では、違法な水際作戦の可能性が高いと判断された118件のうち、「扶養義務者に扶養してもらいなさい」と対応されたケースが49件と最も多かった（近畿弁護士連合会 2014:27）。

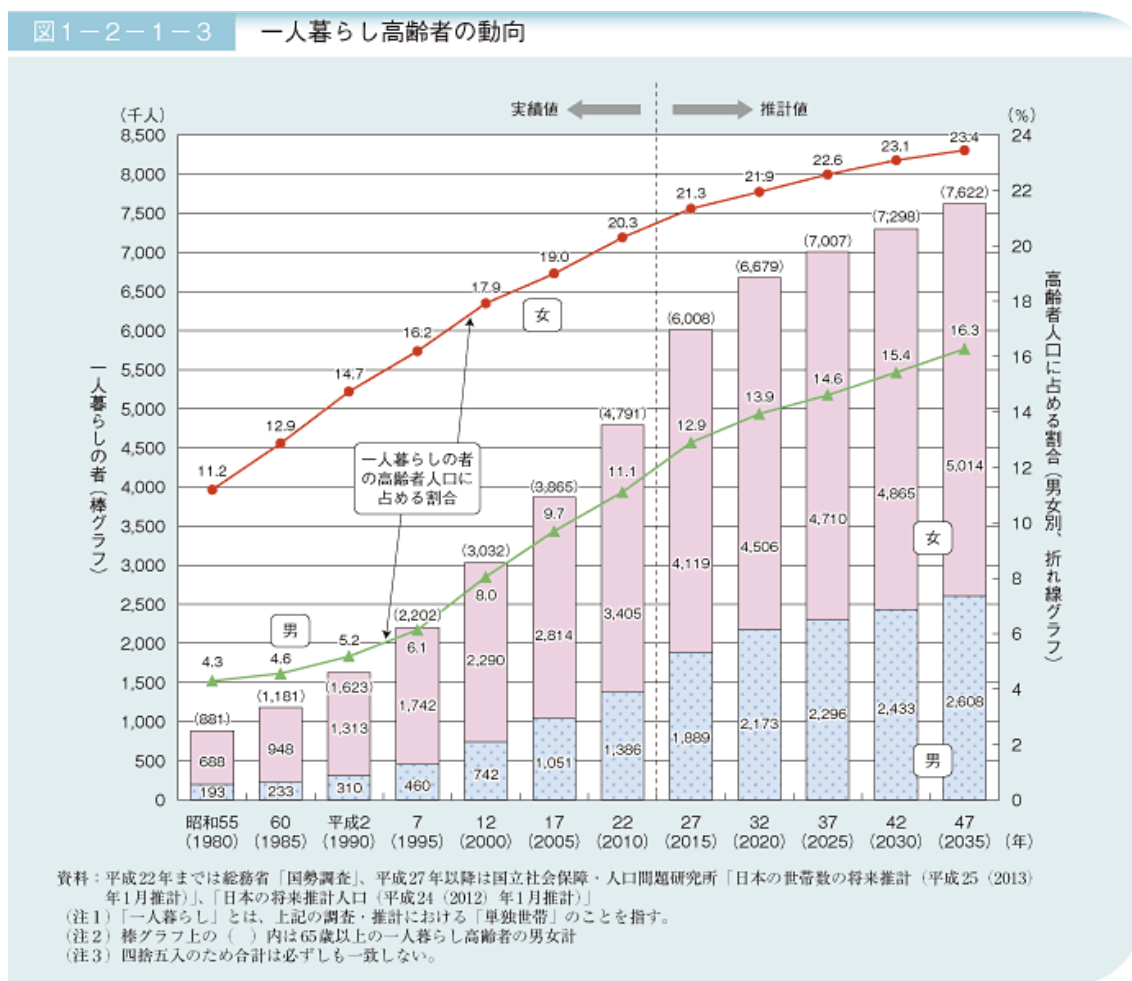
本来、生活保護を申請する人の味方であり、手を差し伸べるべき存在である福祉事務所が、このように申請を不正に拒むことは許されることではない。福祉事務所が助けを求め

る人を拒んだら、誰が助けることができるのだろうか。すべてを親族だけに任せては、負担者をさらに増やすだけであり、孤立死者や餓死者を出してしまうことになるだろう。

4-3 高齢社会

高齢社会の今、家族や親族と住んでいる高齢者ばかりではなく、家族や親族と一緒に住むことができない高齢者や、身寄りのないひとり暮らしの高齢者もたくさんいる。

【表 5】一人暮らし高齢者の動向⁷



総務省による、平成22年（2010年）の国勢調査によると、1人暮らしの高齢者が約479万人（男性 約139万人、女性 約341万人）であることがわかった（【表5】参照）。これは、高齢者全体の人口に占める割合が、男性11.1%、女性20.3%である。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（平成25（2013）年1月推計）」、「日本の将来推計人口（平成24（2012）年1月推計）」によると、高齢者の1人暮らしは増え

⁷ 内閣府（2015）「高齢者の家族と世帯 | 平成26年版高齢社会白書（全体版）」
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1_2_1.html 引用

ていくと想定されており、それは高齢者全体での割合も増加していくとみられている。このように、孤立してしまう高齢者が増えていく中で、親族の扶養を頼っているだけでは、全ての孤立死を防ぐことはできないのではないかな。

4-4 餓死事件

2012 年 1 月 20 日、札幌市白石区の白石地下鉄駅の近くに林立する 4 階建てマンションの 3 階居室で 40 代の姉妹がなくなるという悲しい事件が起きた。報道によると、姉（42 歳）は昨年末に病死し、知的障害者の妹（40 歳）は凍死だった。

両親はすでに他界しており、頼れる人もなく、姉は失業中で妹の障害年金（年額約 80 万円）だけで暮らしていたということである。発見時にガストーブは部屋に置かれていたが、ガスも電気も止められ、冷蔵庫の中は空という中での孤立死であった。

また、姉は約 1 年間（2010 年 6 月から 2011 年 6 月まで）にわたって 3 度も白石区保護課に「生活が大変」と相談に行っていることもわかった（細川 2012:28）。

事件の起こった、白石区の、『生活保護のしおり』の中には、以下のように記されている。

生活保護の要件

- * 働くことのできる人は、精一杯働いてください。
- * 失業中の人は、一生懸命に仕事を探してください。
- * 生活費にあてることのできる現金・預貯金・生命保険・自動車・不動産・その他高価な物品などは、原則として処分し、生活費にあててください。
- * 年金や手当など生活保護法以外の制度を活用できるときは、それらを活用してください。

（例）各種年金・児童扶養手当・児童手当・雇用保険など

- ◆ 保護の要件ではありませんが、扶養義務者からの援助は、生活保護に優先しますので、親・子・兄弟・前夫（子の父）・前妻（子の母）などから、できるだけの援助をうけてください。
- ◆ これらの努力をしてもなお生活に困る場合には、生活保護を受けることができます。また、生活保護をうけている間も、これらの努力をしなければなりません。
- ◆ 暴力団員や暴力団関係者は、上に書かれた生活保護の要件を満たしていないと判断されるため、生活保護を受けることはできません（吉永 2012:45）。

このような文章が生活保護のしおりに書いてあったら、これから生活保護を申請しようと思っている人はどう思うだろうか。申請をためらってしまう人がほとんどだろう。これに似た文章が、厚生労働省のホームページに、生活保護を受けるための要件として記されている。要するに、これは札幌だけの問題ではなく、全国的な問題であり、生活保護の申請をしにくい状況を作っているのである。親族扶養義務を厳しくすること、つまり生活保

護への申請を厳しくすることは、このような孤立死者を増やすことにもつながっているのである。

5. 生活保護の今後

これまでに生活保護や、親族扶養義務について、世間の間違った解釈や、問題点について述べてきた。この章では、今後生活保護、そして親族扶養義務をどうしていくべきなのか考察していきたい。

5-1 生活保護の改善

現在の日本の貧困対策の最大の問題点は、生活保護の手前の段階でのセーフティネットが不十分であるために、最後のセーフティネットであるはずの生活保護が「最初で最後のセーフティネット」になってしまっている点にある。つまり、生活保護以外のセーフティネットが整備されて初めて生活保護は「最後のセーフティネット」としての機能を果たすことができる。

生活保護法改正案が出された時から、反対の声をあげている日本弁護士連合会は、以下の4点を確立すべきだとしている（稲葉 2013:191-2）。

- ① 水際作戦を不可能にする制度的保障
- ② 保護基準に対する国民的なコントロール
- ③ 権利性の明確化
- ④ ワーキングプアに対する積極的な支援の実現

上記4点に、稲葉氏は更に次の2点も加えるべきだと述べている。

⑤ ケースワークの質の確保

ケースワーカーの専門性を担保することも加えるべきである。ケースワーカーの質の向上と同時に、利用者がケースワーカーを選択する権利を保障することも必要である。現状では、男性に対して恐怖心を抱いているDV被害者の女性に男性のケースワーカーが配置されている（稲葉 2013:194）。

⑥ 世帯単位の緩和

もう1点が、現行の生活保護制度における世帯単位の原則の緩和である。現在は世帯ごとに保護することが決められており、同じ屋根の下に暮らし家計が同一になっていれば原則同一の世帯として認定される。家庭内にいる個人が1人で生活保護を利用したい場合には基本的に家を出る必要があり、それにはホームレス状態になるリスクを伴う（稲葉 2013:195-6）。

5-2 親族扶養義務の緩和

私は、親族扶養義務についても強化するのではなく、逆にもっと緩和していくべきだと考える。親族間だけではどうしようもない時に頼るものが生活保護制度だと考える。

現行民法上の扶養義務者（絶対的扶養義務者）の範囲については、最大でも直系血族に限るべきであり、民法 877 条 1 項の扶養義務者について、「兄弟姉妹」の文言は削除するよう法改正がなされるべきである（近畿弁護士連合会 2014:100）。

また、生活保護法改正案の中にあった扶養調査の在り方についても改善しなくてはならない。生活保護と扶養義務のあり方についての提言では、「扶養調査においては、まずは、要保護者から生活歴等について十分な聞き取り調査をおこない、その結果、当該扶養義務者について、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合には、当該扶養義務者に対する直接の照会を行う必要がないという厚生労働省通知（局長通知第 5-2（1）、課長通知第 5 の 2、別冊問答集問 5-1）の内容を周知徹底するべきである（近畿弁護士連合会 2014:100）。」としている。そして、「扶養義務者に扶養を求めるよう要保護者「指導」することが許され、扶養が保護の要件であるかのごとき誤解を招く厚生労働省通知（次官通知第 5）の規定ぶりを速やかに是正するべきである（近畿弁護士連合会 2014:101）。」とも記されている。

要するに、親族扶養義務を要件のごとく説明し、生活保護を受けさせない今の社会制度を根本的に叩きなおしていく必要がある。親族同士で頼っていかなくては生きていけない社会ではなく、困っている人が気軽に生活保護申請できる社会、もっといえば、そのように収入が少なく生活に苦しい人が出ない社会になっていかなければならないのである。

おわりに

第 1 章では、お笑い芸人の母親の生活保護を不正受給していたという報道をきっかけに、生活保護へのバッシングが広がった経緯について説明し、その報道が偏った意見ばかりだったことについて記した。このメディアの報道を通し、世間の生活保護への悪いイメージが出来上がったことを説明した。

第 2 章では、第 1 章で説明したバッシング報道により、悪いイメージが広がっている生活保護についての概要と、制度に対する間違った批判について説明した。生活保護を嫌う理由として、阿部が挙げた①受給者数の問題、②財政規模と不正受給の問題、③保護基準に関わる問題、④労働インセンティブの問題。これらはすべて生活保護をきちんと理解せず、誤った解釈で批判していることを明らかにし、世間の生活保護への理解が十分ではないことがわかった。

第 3 章では、河本さんへのバッシングの主な理由である、親族扶養義務に焦点を当て、その概要と、親族扶養義務への間違った批判について説明した。家族・親族が困っているのは助け合って当然だという考えが、河本さんへのバッシングにつながったのだと見られる。しかし、親族扶養義務は生活保護の要件のように思われがちだが、民法上では要件とはなっておらず、扶養できない場合はしなくてもいいのである。このような仕組みは世間

にはどうしてもわかりづらく、バッシングへとつながっていることが分かった。

第4章では、親族扶養義務を強化することによって与えられる影響について考えてきた。政府は、生活保護へのバッシングが高まってきていることを利用して、生活保護法改正案を出した。この改正案には親族扶養義務を強化する内容が多く書かれていた。親族扶養義務を強化することで、扶養者への通知や調査が強化され、受給者と扶養者の関係が悪化することは容易に想定できる。また、この改正案だけでなく、既に福祉事務所では、水際作戦という名の下、親族扶養が生活保護の要件であるかのように虚偽の説明をし、生活保護を受けさせないという動きもあることがわかった。この様に親族扶養義務を強化し、生活保護を受けさせないことによって、親族に頼ることのできない孤立者や餓死者を増やすことにつながっている。

第5章では、生活保護、親族扶養義務を今後どのようにしていくべきか考えた。生活保護が最初で最後のセーフティネットになっている今のこの制度。もっとそれまでに苦しむ人を助けてくれるような制度が必要であることが分かった。また生活保護に、日本弁護士連合会は、①水際作戦を不可能にする制度的保障、②保護基準に対する国民的なコントロール、③権利性の明確化、④ワーキングプアに対する積極的な支援の実現、この4点を確立すべきだと唱えた。そして稲葉がこれに加えて、⑤ケースワークの質の確保、⑥世帯単位の緩和、の2点を確立すべきだとしている。そして、親族扶養義務に関しても、強化の動きがみられているが、緩和するべきだと考えた。親族間に頼るだけでは貧困者は減っていかない。扶養調査も緩和させ、不正に生活保護申請を拒むことを無くしていかなければならないとした。

本論文における考察で、生活保護について間違った解釈や偏った意見を、メディアなどを通じて世間に浸透してしまっていることがわかった。そして、その中でも親族扶養について、福祉事務所までもが、いかにも保護の条件であるかのように説明し、申請を拒否していることがあることがわかった。また生活保護申請についての説明も、札幌のしおりをはじめ、厚生労働省のホームページからは、気軽に申請しやすい紹介文ではなく、申請を見直してしまうようなものであった。生活保護を申請しに行く人が、すべて家族や親族と関係がいいとは限らない。また、家族や親族が、扶養できるほどの資産があるとも限らない。もちろん家族・親族と助け合うのも大切なことであるし、関係がよくないならば改善するべきである。しかし、その関係だけに任せるのでは、貧困者は減っていかない。

親族扶養をはじめとした保護への要件をもっと緩和させ、受けた人がもう少し気を楽に申請できるようにしていくべきではないだろうか。そしてそのためには、生活保護についてのイメージも、変えていかなくてはならない。メディアに働きかけるのも大事だが、まずは対応する福祉事務所や厚生労働省といった機関が生活保護申請者に親身になって接するようにならなくてはならないし、そこで働く人への精神的ケアも大事になると私は考える。

<参考文献>

稲葉剛（2013）『生活保護から考える』岩波新書

阿部彩（2013）「生活保護への四つの批判」

埋橋孝文編『福祉＋α④ 生活保護』ミネルヴァ書房

大阪市生活保護行政問題全国調査団（2014）『生活保護「改革」の牽引車 大阪市の生活保護でいま、なにが起きているのか——情報公開と集団交渉で行政を変える！——』かもがわ出版

大山典宏（2013）『生活保護 VS 子どもの貧困』PHP 研究所

近畿弁護士連合会（2014）『生活保護と扶養義務』民事法研究会

産経新聞大阪社会部（2008）『生活保護が危ない～「最後のセーフティーネット」はいま～』産経新聞出版

生活保護問題対策全国会議（2012）『間違いだらけの生活保護バッシング—Q&A でわかる生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店

生活保護問題対策全国会議（2013）『間違いだらけの生活保護「改革」—Q&A でわかる 基準引き下げと法「改正」の問題点』明石書店

細川久美子（2012）「第 1 章 白石区姉妹孤立死事件の経緯と現地での取り組み」

吉永純（2012）「第 3 章 札幌市・白石区福祉事務所との懇談—なぜ救えた命が救えなかったのか—」

全国「餓死」「孤立死」問題調査団編『「餓死・孤立死」の頻発を見よ！』あけび書房
藤田孝典（2013）『ひとりも殺させない それでも生活保護を否定しますか』堀之内出版

<参考 URL>

厚生労働省（2015）「生活保護」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatushogo/（2015/9/23 参照）

厚生労働省（2015）「生活扶助基準額について」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai-kijun_3.pdf（2015/10/2 参照）

厚生労働省（2015）「お住まいの地域の級地を確認」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai-0000089826.pdf>（2015/10/2 参照）

内閣府（2015）「高齢者の家族と世帯 | 平成 26 年版高齢社会白書（全体版）」

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/s1_2_1.html
（2015/10/11 参照）